

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	港湾労働法に基づく港湾労働者雇用安定センターの事業	担当部局・担当課室	職業安定局雇用開発企画課建設・港湾対策室
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	港湾労働法（昭和63年法律第40号）第28条第1項	類型	講習研修
		指定等の形態	指定
事務・事業の概要	<p>○事務・事業の創設時の趣旨</p> <p>港湾における輸送革新の進展に伴い、港湾運送の業務に必要な労働力については、荷役の波動性に対処するために必要な労働力も含めて、良質の技術能力者を確保することが必要となっている。このため、荷役の波動性に対処するために必要な労働力の確保に当たっては、常用労働者を労働者派遣という形態により活用することが適当であるが、システムの実施主体としては、公益的な性格を有する法人を実施主体とすることにより、公平かつ適正な実施を確保する必要がある。そこで、厚生労働大臣が、港湾労働者の雇用の安定その他の福祉の増進を図ることを目的として設立された公益法人を、申請により「港湾労働者雇用安定センター」として、各港湾について指定し、港湾労働者雇用安定センターが、港湾運送の業務に関する労働者派遣の業務等を行うこととしたものである。</p> <p>○事務・事業の内容</p> <p>港湾労働者派遣制度に基づく派遣契約のあっせん、港湾派遣労働者の雇用の安定のための事業（雇用管理者及び派遣元責任者に対する研修、港湾派遣労働者等に対する相談援助）、港湾労働者に対する各種講習及び港湾運送事業主及び港湾労働者に対する相談援助の実施。</p>		
事務・事業の目的	<p>港湾運送に必要な労働力の需給調整システムである港湾労働者派遣事業が適正に運営されること等を通じ、港湾労働者の雇用の安定等を図ることを目的とする。</p>		
関連する政策目標等	<p>基本目標V 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策大目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること</p> <p>2-1 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること</p>		
法人の指定等の状況	別紙のとおり。		
指定・登録等の基準に対するよくある問合せと回答	特になし。		

料金等・積算根拠	別紙のとおり。
事務・事業の実績等	<p>○実績（令和3年度）</p> <p>派遣元責任者講習及び雇用管理者研修の受講者数 802人  港湾労働者に対する各種講習に参加した者の数 731人</p> <p>○事業収入（令和3年度）</p> <p>港湾労働者に対する各種講習の受講料収入 33,600千円</p>
国からの補助金等	<p>○港湾労働者派遣事業等交付金（令和3年度予算）：230,689千円</p> <p>内容：雇用管理者研修及び派遣元責任者講習等の雇用安定事業及び港湾労働者派遣事業に係る港湾労働者派遣契約の締結についてのあっせん業務</p> <p>○港湾労働者就労確保支援事業委託費（令和3年度予算）：146,535千円</p> <p>内容：港湾運送事業主や港湾労働者に対する相談援助及び各種講習</p>
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	<p>○「港湾雇用安定等計画」を踏まえた事業の実施</p> <p>平成31年4月に開始策定した新たな港湾雇用安定等計画の策定に係る議論に基づき、港湾労働者雇用安定センターが講ずべき措置について検証を行い、引き続き、港湾労働者派遣制度に係る派遣契約のあっせん業務、雇用管理者及び派遣元責任者に対する研修、港湾労働者に対する各種講習及び港湾運送事業主や港湾労働者に対する相談援助を実施することとした。</p> <p>○デジタル原則を踏まえた派遣元責任者講習のオンライン化の検討</p> <p>令和3年12月にデジタル臨時行政調査会において策定された「構造改革のためのデジタル原則」を踏まえ、受講者の利便性向上のための派遣元責任者講習のオンライン化（受講申込・受講・修了証明書発行のデジタル完結）に向けた検討を行っている。</p>
事務・事業の必要性・有効性等	<p>○事務・事業の必要性</p> <p>①事業活動に著しい波動性があることから、労働力需要が日々異なり、常用労働者のみでは対応できないことがある</p> <p>②労働力需給の状況は各港湾によって大きく異なる</p> <p>以上により、港湾労働法が適用される港湾ごとに、迅速・的確な需給調整ができる仕組みを設けることと併せて、事業主や労働者に対する相談援助、各種講習の実施により、港湾労働者の雇用の安定や雇用改善、能力開発を図る必要がある。</p> <p>○事務・事業の妥当性</p> <p>港湾労働法が適用される港湾における需給調整（令和3年度における港湾労働者派遣実績 2,241人日／月平均）の他、雇用管理改善に関する相談援助（令和3年度実績 5,045件）、各種講習（802人）等、一定の利用実績を上げていることから、港湾労働者・港湾運送事業者等のニーズに合致しているものと考えられる。</p> <p>○事務・事業の有効性</p> <p>上記のとおり、需給調整や相談援助、各種講習等の実施が、港湾労働者の雇用の安定や雇用改善、能力開発に資するものであることから有効であると考えられる。</p>

<p>事務・事業の執行体制の妥当性等</p>	<p>○指定等を行う妥当性  国が一元的に需給調整業務等を行うよりも、各港湾の実情を知悉している公平・中立な立場にある法人に実施させる方が、効率的・効果的な業務運営という観点から望ましい。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性</p> <p>●指定等の基準の妥当性  指定法人が担うべき業務が、港湾労働者の雇用の安定や福祉の増進という公益性の高いものであることを鑑みると、「公平・中立な立場から、継続的に事業運営が実施できる法人」という現在の指定基準は妥当である。</p> <p>●実施主体としての指定等法人の適格性  港湾労使による相互チェック機能が働いていること、さらに事業実施に必要なノウハウや、これまでの事業主や労働者に対する各種相談援助、訓練や研修等による港湾労働者の安全の確保等の実績から、引き続き港湾労働安定協会を指定することが妥当である。</p>
<p>政策効果の把握の手法及びその結果</p>	<p>指定等法人からの交付金・委託費に係る実績報告及び精算報告により把握している。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>特になし。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>特になし。</p>
<p>評価結果の総括  (現状分析(事務・事業の評価)と今後の方向性)</p>	<p>港湾労働法における指定法人について、港湾労使による自主団体として発足した経緯があり、業務運営に当たっても、港湾労使による相互チェック機能が働いていること、さらに事業実施に必要なノウハウや、これまでの事業主や労働者に対する各種相談援助の実績、訓練や研修等による港湾労働者の安全の確保等から、引き続き港湾労働安定協会を指定することが妥当である。</p>
<p>備考</p>	

別紙

合計 1 法人

- ・公益財団法人 1 法人

法人名	指定等の時期	連絡先 (TEL)	料金等・積算根拠
公益財団法人 (1 法人)			
港湾労働安定協会	昭和 64 年 1 月 1 日	03-5473-4361	特になし (料金等の設定に当たって国は関与しない)